

愛知県公共工事請負契約約款(土木工事用) 新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: right;">昭和48年 4月 1日施行 令和 2年12月25日一部改正 <u>令和 3年 4月 1日一部改正</u></p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(<u>請負代金内訳書及び工程表</u>)</p> <p>第3条 請負者は、設計図書に定めるところにより、<u>請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)</u>及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p><u>3 内訳書及び工程表は、発注者及び請負者を拘束するものではない。</u></p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>(<u>下請負人の通知</u>)</p> <p>第7条 <u>発注者は、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p> <p>第7条の2～第51条 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第36条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第44条から第47条まで又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第49条又は第50条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>第53条～第54条 略</p>	<p style="text-align: right;">昭和48年 4月 1日施行 令和 2年12月25日一部改正</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(工程表)</p> <p>第3条 請負者は、設計図書に定めるところにより、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>(<u>下請負の届出</u>)</p> <p>第7条 <u>請負者は、工事を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に届け出なければならない。</u></p> <p>第7条の2～第51条 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第36条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第44条から第47条まで又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年<u>2.6</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第49条又は第50条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>第53条～第54条 略</p>

【新】	【旧】
<p>(請負者の損害賠償請求等)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 第34条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第56条～第61条 略</p>	<p>(請負者の損害賠償請求等)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 第34条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年<u>2.6</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第56条～第61条 略</p>